

安堵町公告第20号

令和8年度安堵町立安堵小中学校照明器具LED化更新工事設計業務について、一般競争入札（条件付き）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び安堵町契約規則（昭和43年安堵村規則第5号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき次のとおり公告します。

令和8年10月20日

安堵町長 近藤 晃一



入札公告

1. 入札に付すべき事項

- (1) 業務名 安堵町立安堵小中学校照明器具LED化更新工事設計業務
- (2) 業務場所 安堵町立安堵小学校 安堵町大字東安堵 1469 番地の3
安堵町立安堵中学校 安堵町大字窪田 465 番地の1
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和9年2月28日まで
- (4) 予定価格 5,808,000円（消費税及び地方消費税含む）
- (5) 最低制限基準価格 事後公表とします
- (6) 入札方法 郵便入札
- (7) 入札回数 1回

2. 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (3) 奈良県内に本店又は営業所を有する者であること。
- (4) 入札公告日から落札決定までの間に、安堵町工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を1名以上配置できること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号。「以下「新法」といいます。」）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続き

開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続き開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(8) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(9) 入札に参加しようとする者及び管理技術者は、過去10年間に当該業務と同種又は類似の業務実績(原則として、国、地方公共団体又はこれらに準ずる期間(公社、公団、事業団等)が発注し引継ぎが完了したもの)を有する者であること。

(10) 暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者であること。

3. 入札参加資格審査手続き

(1) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締め切り日までの間に本町ホームページに一般競争入札参加審査等の様式を掲載するので、ダウンロードして作成すること。

(2) 入札への参加を希望する者は、次のアからエまでの必要書類を安堵町教育委員会事務局教育推進課まで書留郵便により提出し、入札参加資格があることの審査を受けること。

ア 入札参加資格審査申請書(様式第1号)

イ 契約実績調書(様式第2号)及びこれを証明する契約書の写し等

ウ 誓約書(様式第3号)

エ 配置予定技術者の資格及び業務経験

オ 一級建築士事務所登録の状況を記載した書面

カ 委任状(様式第4号)

キ その他町長が必要と認める資料

(3) 申請書提出にあたって、次の項目に該当するものは、申請が無効になるので注意すること。

ア 提出書類に不備がある場合(期間内の再提出は可能)

イ 提出書類を郵送以外の方法で提出した場合

ウ 受付期間を経過した場合

エ 代表者が同一である法人が重複して申請した場合

4. 入札参加資格審査申請受付

- (1) 提出期限 公告の日から令和8年10月26日(月)午後5時まで
- (2) 提出方法 配達記録や書留郵便等、送達の追跡ができるもの。持参不可
- (3) 提出先 安堵町教育委員会 教育推進課

〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958 番地

審査結果は、令和8年10月30日(金)に入札資格参加確認通知書により通知します。
ただし、速報としてFAXで送信します。

5. 資料の貸出

入札参加資格者には、入札参加資格確認通知書発送の際に、貸出用の仕様書及び図面を同封いたします。なお、当該資料は貸出用のため入札書送付の際に別便で返却してください。

6. 質問及び回答

入札に関する質問は電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは一切受け付けません。

(1) 受付期間

設計図書貸与の日より令和8年11月9日(月)午後5時まで

(2) 問い合わせ先

安堵町教育委員会教育推進課 E-mail:kyouikuinkai@town.ando.lg.jp

(3) 質問の回答

令和8年11月13日(金)までに電子メールにて回答します。

7. 入札書及び委託業務費内訳書の提出

入札は、郵便入札で行います。

(1) 提出期限

令和8年11月25日(水)午後5時必着

開札日の前日までに到着したもののみ有効とします。

(2) 提出書類

入札書(様式第5号)及び委託業務費内訳書(様式第6号)に税抜き合計金額を記入し、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書により、届け出た代表者印を押印すること。(押印がない場合は無効とします。)また、入札書及び委託業務費内訳書は封筒に入れ、封筒には「安堵町立安堵小中学校照明器具LED化更新工事設計業務入札書」と記入のうえ、糊付け部分を代表者印で封印すること。

(3) 提出方法

配達記録や書留郵便等、送達の追跡が出来る方法で行うこと。持参は不可とします。

(4) 提出先

安堵町教育委員会 教育推進課

8. 入札保証金

安堵町契約規則第4条から第6条の規定に基づき免除とする。ただし、必要と認められるときは入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることができる。

9. 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

安堵町教育委員会 教育推進課

奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958 番地

(2) 日時

公告日から開札日前日まで（安堵町の休日を定める条例（平成元年12月19日条例第6号）に規定する町の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

10. 開札の場所及び日時

(1) 場所

安堵町役場 会議室

(2) 日時

令和8年11月26日（木）10時から

11. 落札者の決定

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て）をもって落札価格とする。

(2) 最低制限基準価格以上かつ予定価格以下の価格で入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(3) 開札は即時行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、くじにより落札者を決定する。くじを行う場合は開札後同価格の業者に連絡をするので、同日午後5時に来庁すること。また、代理の場合は委任状（様式第4号）を持参すること。来庁者がいない場合は職員の代理により行う。

(5) 入札の回数は1回を限度とする。

(6) 落札者には電話にて連絡をする。

12. 入札の無効

本公告に示した入札参加資格の無い者がした入札、虚偽の申請を行った者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

問い合わせ先

安堵町教育委員会 教育推進課

担当：箸尾谷

電話:0743-57-2033 FAX:0743-57-1526

E-mail: kyouikuiinkai@town.ando.lg.jp

